

那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市内のスポーツ施設等でスポーツ合宿（以下「合宿」という。）を行う団体（以下「合宿者」という。）に対し、那須塩原スポーツコミッションが移動に要する経費の一部を助成するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、本市において合宿を行う合宿者に対し、予算の範囲内において移動に要する経費の一部を助成することで、合宿者の負担を軽減、合宿の誘致を促進し、地域事業者の消費拡大による地域活性化を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が対象とする競技のこと。
- (2) 合宿 市外からスポーツ技術等の向上を目的に、宿泊を伴う練習や研修等を行うこと。
- (3) 合宿者 学校、実業団、クラブ等に所属する者及びスタッフ（部長、監督、コーチ、マネージャー等）で構成する団体をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設をいう。
- (5) 移動用車両 合宿において合宿者が宿泊施設や体育施設へ移動するために利用する車両のうち、レンタカーや借上バスの事業者が貸し出すもの又は輸送するために使用するものをいう。
- (6) 大会期間 合宿と連続するスポーツ大会、イベント等への参加期間をいう。
- (7) 事業所 物の生産、販売、サービスの提供等の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいう。個人事業者で主たる活動を継続的に行う特定の場所がないものにあつては、会長が認める場所をいう。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる合宿者（以下、交付対象者）は、合宿に移動用車両を利用する団体のうち、別表第1に掲げる要件を全て満たす団体とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額の算出方法は、別表第2のとおりとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者は、合宿最終日から数えて14日以内に、次に掲げる書類を添えて会長に申請するものとする。

- (1) 那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 合宿参加者の名簿
- (3) 宿泊施設の領収書の写し
- (4) 移動用車両の領収書の写し及び経費の内訳が分かる明細書等の写し
- (5) その他、会長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第7条 会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 会長は、助成金を交付することが適当と認めたときは、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、助成金を交付しないことに決定したときは、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 申請者は、前条第2項の規定による那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付決定通知書により助成金の額の決定通知を受けたときは、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付請求書（様式第4号）により会長に助成金の交付を申請するものとする。

（助成金の返還）

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 申請者は、前項に定める命令があったときには、7日以内に返還に応じなければならない。また、返還の方法については会長の指示に従うものとする。

(書類の保管期間)

第10条 第6条の定めにより提出された書類を保管しておかなければならない期間は、交付対象となった合宿の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

別表第1

区分	対象要件	備考
宿泊施設	市内に住所を有する宿泊施設に宿泊すること。	
練習・研修等施設	合宿日数のうち3分の2を超える日数を市内に住所を有する施設又は場所で行うこと。	
宿泊数	<ul style="list-style-type: none">・ 5人以上の人数で1回当たり2泊以上の連続した合宿を行うこと。・ 1回の合宿において、人数と宿泊数を乗じて得られる延べ宿泊数が15を超えること。	合宿期間に大会の参加が含まれる場合（交付対象者が那須塩原市民を対象とした大会を主催する場合は除く）

		<p>は、開会式又は参加する競技日のいずれか早い日の前日の宿泊から最後に参加した競技日の宿泊分を除く。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那須塩原スポーツコミッションに相談の上、実施に至った合宿を行うこと。 ・ 営利を目的とする合宿を行わないこと。 ・ 政治的又は宗教的活動を目的とする合宿を行わないこと。 ・ 暴力団員（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属する団体でないこと。 ・ 普段活動している地域のスポーツ協会、スポーツ少年団等の地域の競技団体に登録している場合は、その競技団体に登録している団体の単位での申請とする。ただし、団体の中で普段から活動内容・活動場所・活動時間等について別々に行動をしているチーム等の単位がある場合はその限りではない。また、地域の競技団体に登録していな 	

	い場合は、那須塩原スポーツコミッションと協議の上、申請する団体について決めることとする。	
--	--	--

別表第2

	区分ア	区分イ
種別	合宿者に対して、那須塩原市の区域内の事業所を拠点に事業者が車両の貸し出し又は輸送を行う場合（事業者が下請けとして受注した場合も含む）。	合宿者に対して、那須塩原市の区域外の事業所を拠点に事業者が車両の貸し出し又は輸送を行う場合。
対象経費	移動用車両の利用に係る経費（ガソリン代、補償制度等のオプションで追加される金額を除く）。なお、大会期間に係る移動に要する経費は交付対象外とする。	
助成金額	対象経費の2分の1（小数点以下切り捨て）	
同一年度内に交付する1団体に対する上限額	100,000円	50,000円

備考 同一年度内に区分アに該当する対象経費と区分イに該当する対象経費の両方がある場合、同一年度内に交付する1団体に対する上限額は100,000円（うち区分イに該当する対象経費分は50,000円まで）とする。

別表様式第1号（第6条関係）

（表）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

電話番号

スポーツ合宿交通費助成金交付申請書兼実績報告書

那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金の交付を受けたいので、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

合宿の種目・内容			
合宿期間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類	・ 宿泊費の領収書の写し（宿泊者数、宿泊期間のわかるもの） ・ 合宿参加者の名簿 ・ 移動用車両の領収書の写し及び費用の内訳等が分かる明細書等の写し ・ その他（ ）		
移動車両利用実績 （バス・レンタカー等）	事業者名	月 日	出発地： 行 先：
	事業者名	月 日	出発地： 行 先：
	事業者名	月 日	出発地： 行 先：
	事業者名	月 日	出発地： 行 先：
	事業者名	月 日	出発地： 行 先：

(裏)

宿泊期間	年 月 日から (チェックイン) 年 月 日まで (チェックアウト) 宿泊日数 _____ 泊・・・(A)	
宿泊施設		
利用体育施設		
参加予定人数	小学生・中学生 _____ 人 高校生 _____ 人 大学生・専門学生 _____ 人 社会人 _____ 人 合 計 _____ 人・・・(B) (うち指導者等 _____ 人)	
延べ宿泊数 (A) × (B)	_____ 泊	
合宿スケジュール		
(1) 合宿の移動・行動計画等、合宿の流れが時系列でわかるように記入すること。		
(2) 別途実施要項や行動計画表がある場合は、任意様式による提出も可能とする。		
日時	内容等	場所

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション 会長

スポーツ合宿交通費助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金について、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 合宿団体名

2 合宿期間

年 月 日 から 年 月 日まで

3 助成金額

4 その他

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション 会長

スポーツ合宿交通費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金について、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

- 1 合宿団体名
- 2 不交付決定理由
- 3 その他

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

スポーツ合宿交通費助成金交付請求書

年 月 日付で決定通知があった那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金について、那須塩原市スポーツ合宿交通費助成金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		